

市内における新型コロナウイルス感染者発生時の公表の考え方

令和2年4月20日

市内における感染者のうち、感染者が市施設等の利用者や職員など、市が管理者として対応する必要がある場合は、次のとおり公表することとする。

公表の対象

- 1 市施設等で感染が発生した場合
 - 2 市施設等の利用者等が感染した場合
 - 3 市職員等が感染した場合
- ※「市施設等」とは、市立施設のほか市からの委託や指定管理により運営を行う施設を指す。
- ※「市職員等」とは、「市施設等」の職員を指す。

公表内容

以下のうち、必要な情報を公表する。

- 1 感染者の年代、性別、居住地（市内、市外）、勤務場所、業務内容、通勤手段など
- 2 感染者の病状・経過など
- 3 感染者の渡航歴など
- 4 他の者への感染の有無など
- 5 公衆衛生上の対策

公表の方法

- 1 市議会議員への情報提供
- 2 市ホームページへの掲載
- 3 マスコミへの情報提供

公表の時期

関係者の同意取得後、保健所と調整次第、速やかに公表する。

留意事項

- 1 感染者のプライバシー保護に十分配慮しつつ、感染者や事業者などの関係者の同意を得たうえで公表することとする。ただし、公益上の必要がある場合は、関係者の同意が得られなくても、感染に関する情報を公表するが、その際には公表内容について、よりプライバシー保護に配慮することとする。
- 2 濃厚接触者の状況や、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別に検討し判断する。